

## 陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	2 0 2	受 理 年 月 日	令 和 3 年 2 月 19 日
件 名	聚楽保育所の受入枠の確保等		
要 旨	<p>京都市は昨年12月、聚楽保育所の令和3年4月の入所について、1歳児と3歳児以外の入所を拒否する方針を発表し、本年2月には京都市はぐくみ推進審議会の認可・確認部会に聚楽保育所の令和3年度の利用定員を25名削減する案を示した。</p> <p>これは、昨年11月末までに令和3年4月入所を申し込んだ保護者のみならず、在所児童の保護者及び今後聚楽保育所への入所を希望する保護者にも、仕事と家庭生活の両立や子育ての上で、以下に述べる不利益を生じさせるものである。</p> <p>1 令和3年度の新規入所受入枠を設けないことにより、在所児童の兄弟が保育を利用する場合、必然的に他園への入園を余儀なくされる。また、子供の福祉や保護者支援の観点から設けられた、兄弟を同一園に入園させやすくするためのポイント加算からも除外されるため、利用調整においても不利となる。</p> <p>なお、聚楽保育所の現在の開所時間は7時から19時であり、近隣には同等の開所時間の保育施設がないことから、保護者の就業時間、通勤時間によっては選択肢自体が制限されることになる。</p> <p>2 新規入所受入枠が確保されない場合、次年度は0歳児クラスに1名のみが在籍することになるが、当該児童の成長や発達の保障について、いまだ京都市から明確な説明がない。</p> <p>なお、このまま新規入所受入枠を設けない事態が継続した場合、在所児童は本来受けられるはずだった異年齢交流を伴う保育の機会を失うことになる。このことは子供の成長、発達における自尊心や満足感、社会性を高める上で大きなマイナスと成りかねず、保護者が聚楽保育所に期待する保育内容を損なうものである。</p> <p>3 京都市は今回の入所拒否の理由として聚楽保育所の民間移管先候補者の辞退を挙げているが、元々移管の有無にかかわらず、令和3年度は市営保育所として運営されることをあらかじめ表明しており、令和3年度の新規入所を拒否する理由とは成り得ない。そもそも、京都市は児童福祉法第24条第1項に基づく保育実施義務が課せられており、市営か民間かを問わず、保育所を持続的に運営する義務を負っている。</p> <p>4 京都市は現在まで当事者である保護者に対して何の説明も行っておらず、保護者が意見を述べる機会も確保されていない。このため、保護者の間では多大な不安や動揺が生じている。これは、保護者の子育て支援に逆行する事態であり、到底容認できない。</p> <p>ついては、聚楽保育所の保護者として以下のことを願う。</p> <p>1 京都市は聚楽保育所を持続的に運営し、令和3年度以降も令和2年度以前と同等の利用定員及び入所受入枠を確保すること。</p> <p>2 京都市は聚楽保育所の現状及び今後の方針について保護者への説明責任を果たし、かつ、保護者が意見を述べる機会を確保すること。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	教 育 福 祉 委 員 会		

